

高知県文化芸術活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県文化芸術活動事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象経費)

第2条 県は、地域における事業実施者の自主事業の企画制作能力の向上、公立文化施設の利活用の推進等を図るため、補助事業者が新たに自ら企画・制作する公演等のうち、一般財団法人地域創造の「地域の文化・芸術活動助成事業」の助成を充当して実施する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象、補助率等)

第3条 補助の対象、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類とともに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当である場合は、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は交付決定額の全額の20パーセントを超える減額がある場合は、事前に別記第2号様式にて変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に前項の変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の翌年度から5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる

者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産も耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告）

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（グリーン購入）

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（県内発注）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

（情報の開示）

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、令和8年6月29日より施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号、第7号及び第8号、第7条並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1(第3条関係)

補助対象者	概要	事業要件	補助対象経費	補助額	補助上限額
<p>高知県立県民文化ホール共同企業体</p>	<p>補助事業者の自主事業の企画制作能力の向上、公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域の活性化に寄与する長期的展望を有し、発展的・継続的に事業を実施するうえで他の地域の参考となるような顕著な工夫が認められる公演、展覧会事業等に助成する。</p> <p>また、補助事業者の共同事業として、その成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興により、創造性豊かな地域づくりの推進を図るものとする。</p> <p>さらに、公演、展覧会事業に関する企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図る。</p>	<p>1 この事業を行うことにより、補助事業者の自主事業の企画制作力を更に向上させることや、周辺地域の公立文化施設等に対して波及効果をもたらすものであること。[企画制作力向上]</p> <p>2 補助事業者が主体的に企画し、制作実施するものであること(NPO等との連携(委託又は実行委員会等への参加)を含む)。[自主性]</p> <p>3 公演、展覧会とは別に、アーティスト等による学校や福祉施設等でのアウトリーチ、公募型ワークショップ等の地域交流プログラムを実施するものであること。[地域交流]</p> <p>4 事業が一過性の催事に終わることなく、その後の継承・展開についての具体性を有するものであること。[継続性]</p> <p>5 事業内容や事業制作手法において他の地域の参考となるような工夫があること。[モデル性]</p> <p>6 補助事業者が、申請に際して新たに企画し、制作実施するものであること。[新規性]</p> <p>7 公演、展覧会は、原則として、県内に所在する公立文化施設を会場とするものであること。[会場]</p> <p>8 公演、展覧会等の開催に際しては、適正な額の入場料、参加料等を徴収することとしていること。[入場料]</p> <p>※ 地域の人材を育成する観点から、アーティスト等の提案に基づき企画制作されたもの、表現の多様性を理解できるようなジャンル間のコラボレーションがあるものは、採択に当たり、判断材料とする。</p>	<p>補助事業者が支出する別紙1に掲げる経費に係る直接経費とする。ただし、補助事業者が実行委員会等の場合は、当該直接経費の財源として補助事業者が負担する額とする。</p>	<p>(補助対象経費－入場料等収入)×1/2</p>	<p>1,000万円(補助対象者あたり)</p>

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。